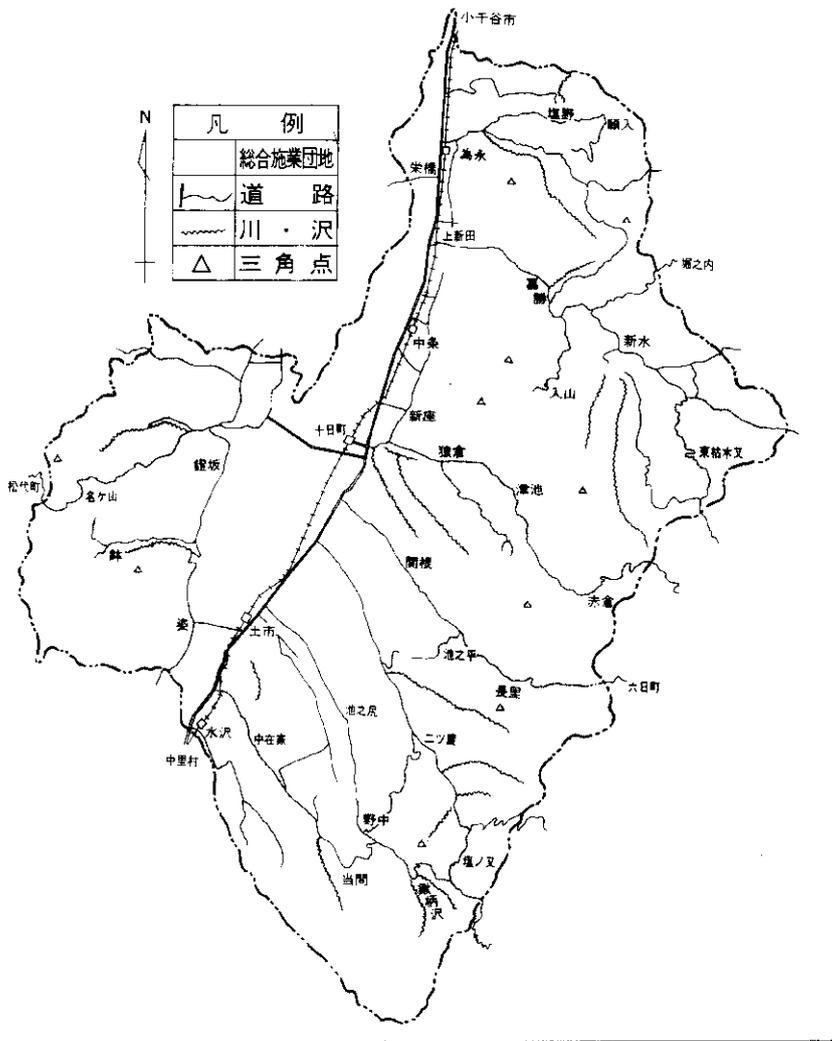


編集発行 / 十日町市役所(電話(代)7-3111) 毎月25日(1部6円)

総合施業団地位置図



中核林業振興事業スタート

林業地づくりを推進

中核林業振興事業が、本年より始まり昭和五十六年まで続けられます。この事業は、総合施業団地内の植林や育林を重点的に育成し、その他林業基盤整備を推進して、優良先進林業地をつくることを目的としたものです。これは県下で十日町市・中魚沼郡地域と、岩船郡地域だけに該当する特別事業です。左図

の総合施業団地内で行われる山林作業に対して、助成内容等が特別優遇されます。山林所有者の方は、この機会に是非とも山林作業に努められるようおすめします。
なお、総合施業団地以外でも類似した助成がありますので詳細は森林組合にお問い合わせ下さい。
■特別優遇助成措置

総合施業団地内で行われる山林作業に対して、次のように助成が強化されます。
〔助成条件〕
■対象作業種 植林・十年生以下の下刈り・十五年生以下の雪起し・二十年生以下の除間伐・一カ所二ヶ年以上(数人同時)の植林又は三十年生以下の除間伐に伴う作業路開設。
■対象規模 一カ所十ヶ以上(実測面積)
■対象作業方法 森林組合に

(10アール当り)

作業種	区分	事業費	補助金	自己負担		備考
				直接	間接	
植林	普通	62,000	39,000	23,000		
	階段	78,000	65,000	13,000		1カ所以上30a
下刈り		5,900	2,100	3,800		
雪起し		9,300	3,600	5,700		
除間伐		4,300	2,500	1,800		

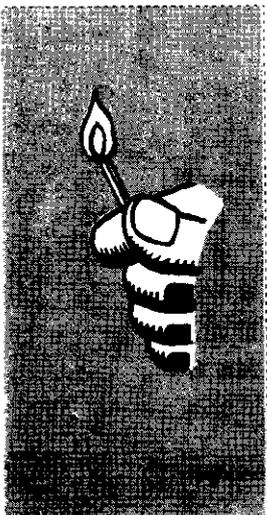
作業をたのむか又は、自分で作業する場合は森林組合に相談して認められたもの。

■事業費・補助金 直接自己負担金等の概算金額は右の表のとおりで、自己負担金が大変低くなりました。

■申し込みは森林組合に
該当者は五月末日までに「作業予定地全筆の権利証」「作業範囲見取図」「印鑑」を用意して森林組合にお申し込み下さい。

お問い合わせは

十日町森林組合(☎七七八三二) 市農林課(☎七七一三一一) 内線二六六へ



昭和53年 4月25日



上…織物求評会（4月7日）
右…街角で
下…織物優秀作品展（4月8・9日）

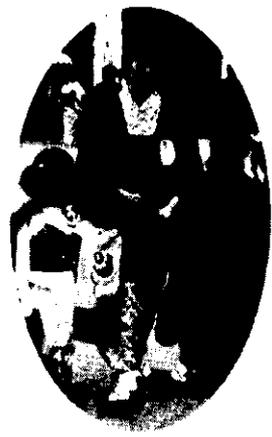


親子3代きもので

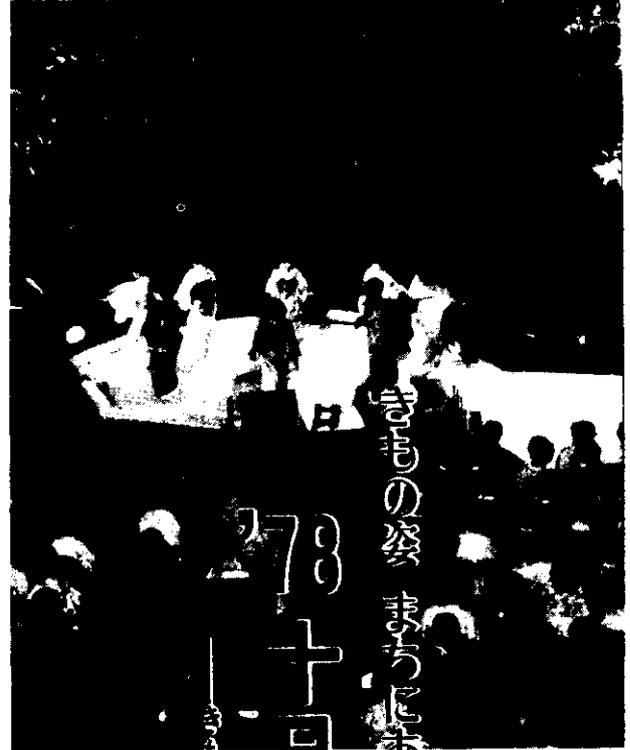
十日町きものまつり



きもの
十日町



きもの集い（4月9日）



きもの姿 まちにあふれて

78 十日町きものまつり

きもの姿はきものまちから——

きもの需要拡大と新しい産地像形成を求めて、第一回きものまつりが四月七日から三日間、華やかに開かれました。

この催しは、例年行われていた「十日町織物総合求評会」に「求評会入賞作品並びに

歴年優秀作品展」と「きもの集い」を加えて、産地ぐるみできもの振興をはかる

うとしたものです。

会場にあてられた織物会館、市民体育館はもとより、まちのあちこちできもの姿がみられました。



抹茶の接待（9日）



昭和53年度十日町市成人式は、5月14日(日)に市民体育館で下記のプログラムで行います。今年度の成人式該当者は、昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれの本市在住者です。

なお、当人宛にハガキ連絡はすでに終わっていますが、まだ連絡の届いていない人は至急十日町公民館(☎7-5011)にご連絡下さい。

5月14日は成人式

HAPPY TWENTY

青春フェスティバル

20才を20才の手で—皆んな集ろう!!

成人式を前に—歌って、踊って、飲んでそして語ろう—

そこに、なにかが生まれるかも—

5月7日(日)午後1時から8時半まで
於 十日町市民会館ホール・十日町市民体育館

1:00	受付開始
1:30	ゲーム・レクダンス ディスコ など
4:00	会食(話し合い)
4:40	〈休憩〉
5:00	歌声コンサート
7:00	映画(青春の礎)
8:30	終了



参加料 一人…1,000円
●参加券は公民館本館・地区館にあります。申込は早めに!

★プログラム★

- 受付……………九〇〇
お祝いのごとはば(市長)……………一〇〇〇
「二十歳の記録」朗読……………一〇一五
記念講演(講師戸川エマ)……………一〇三〇
市民吹奏楽団演奏……………一一三〇
「青春時代」斉唱……………一一四〇
終了……………一一四〇

★記念講演講師紹介

戸川エマ(とがわえま) 一九一一年東京生まれ。文化学院教授・評論家・読売新聞「人生案内」担当。著書に「暮しの中から」などがある。
*当日はふるしき・スリッパをお持ちください

県展に応募してみませんか

第三十三回新潟県美術展が、五月十九日(金)の新潟会場を皮切りに開かれます。市内からも毎年多数の応募があり、いままで日本画、洋画、彫刻、書道、写真の各部門で県展賞を受賞しています。あなたも応募してみませんか。出品規定は次のとおりです。

■搬入
五月十三日(土)・十四日(日)

の午前十時～午後四時まで。
■受付場所
洋画・彫刻・書道・写真：新潟県美術博物館
日本画：大和新潟店七階ホール
工芸：小林百貨店七階催事場
版画：新潟市中央公民館五階ホール(新潟市役所裏)

■作品
未発表の作品に限ります。各部門とも一人三点以内。額ぶら



はガラス張りに限り使用不可。
■出品手数料
各部門とも一点二千元。一点増すごとに千円。
■審査員
日本画 小野貝定・松尾敏男
洋画 高光一也・三芳悌吉
版画 野村博・前田常作
彫刻 清水九兵衛・千野茂
工芸 浅蔵五十吉・西大由
書道 広津雲仙・古川悟
写真 中村正也・三木淳

■賞 県展賞・奨励賞
■発表 新潟日報紙上(五月十八日朝刊の予定)
■運賃 作品の運賃及び荷造り賃は出品者の負担とします。
■照会 新潟日報事業局(新潟市東中通一)に返信切手を添えてお申し込み下さい。出品目録、出品票の用紙は、市教委、社会教育課(☎七-三一一)内線二七三(十日町市民館・本館(☎七-五〇一一))にあります。



水田利用再編対策事業

再仮配分及び市単独事業について

市では、去る二月、水田利用再編対策事業にともなう転作目標面積、及び米の買上げ限度数量の仮配分をいたしました。それについて、農家の皆さんから多くの問題点が出され、検討した結果、これを白紙撤回し、新たに再仮配分をしました。この配分も、全農家の方々に満足いただけるとは思いませんが、農業をとりまく諸般の事情をご推察いただき、ご協力ください。又、市では、新たに市単独の補助制度を設けました。

再仮配分の考え方、市単独補助制度等は次のとおりです。

表1 水田利用再編対策実施日程表

期日	実施事項	内容
4月5日	再仮配分	農事連絡員会議を開催し、仮配分のやり直し及び、部落配分をお知らせし、個別配分を依頼。
4月6日	部落調整	個々の実情に応じ部落内あるいは部落間調整をしていただきます。
4月24日	昭和53年度水田利用再編対策個人別明細表の提出	調整後の限度数量と転作面積を記入した一覧表を提出していただきます。
4月25日	管理転作	農協に管理転作を希望される方は、「管理転作預託申込書」を各事業所に提出していただきます。
5月31日	転作計画書(確認野帳)	転作面積に応じて、一人一人が転作計画書を提出していただきます。 (提出がないと補助金を受けられません)
6月上旬	正式配分	部落調整の結果をもとにして、正式配分を行います。
7月上旬	現地確認	転作計画書に基づき現地確認をいたします。
7月中旬	奨励補助金の交付	8月中旬頃概算払い(50%)予定 12月下旬頃精算払い(50%)予定

新しい配分数値の出し方

再配分の数値は、次の基準で計算しました。
限度数量……うるちの、五十二年当初割当限度数量より十割減じた数。

転作面積……限度数量の俵数に一俵当り、約十一・五平方メートルをかけた面積。

なお、五十四年度以降については、五十三年度中に農家の水田所有面積、小作契約等の実態を調査して、実状に即した配分を行う予定です。

個人別配分のやり方

農事連絡員会議を通じて、前記の方法で計算した部落別の限度数量、及び転作面積を、お届けしました。その時に、「参考資料」として個人別の明細書もお渡ししましたので、農事連絡員を中心に、部落間調整をしてください。

対策実施の日程変更

水田利用再編対策の実施については、表1のように日程変更いたします。

●こんな場合対象になるでしょうか……

- ① 転作面積が個々に仮配分されているが、特定の耕作者が数人分の配分面積を一括して引き受けて転作してもよいでしょうか。
- ② さしつかえありません。水田利用再編対策では、地域ごとの転作を推進することを趣旨としています。部落調整をするに際しては、必ずしも個別明細表にとらわれず、部落単位で限度数量目標面積を達成すればいいわけです。
- ③ 水田養魚で補助金をうちけられた水田は、養魚をやめて管理水田として預託できるか。
- ④ かまいません。
- ⑤ 飼料用青刈り稲は対象になるが、
- ⑥ なります。自家用飼料及び飼料農家と供給契約を結んでください。確実事務を行うもの立会いにより刈取りを行ってください。
- ⑦ 植林は対象になるか。
- ⑧ うるちの配分四十俵の限度数量の割当てがされましたが、転作を大巾に実施する計画であり、目標を達成できる見込みがないので限度数量を二十俵他の人に割当ててやろうと思うかどうか。
- ⑨ さしつかえありません
- ⑩ 管理転作の場合、農協にだけ預託申込書を提出すればよいか。
- ⑪ 農協には、管理転作預託申込書」を提出(四月二十五日締切)すると同時に市には、「昭和五十三年度転作事業実施計画(確認野帳)」を提出(五月三十一日締切)していただきます。
- ⑫ 青刈りの場合、飼料用としては認められるが、しめなわなど工芸用は認められるか。
- ⑬ 認められます。

市の単独施策

市では、水田利用再編対策にともない、市独自で、(奨励補助金の交付)・(水田畑地化排水事業への補助)・(十日町市水田利用再編対策特別融資事業)を実施します。

I 奨励補助金

国の奨励金に上乗せをして、市独自の奨励金を、表IIのとおり交付します。

II 水田畑地化排水事業

水田利用再編対策が、各地域の実情に即して、転作が効率的に促進されるように、排水用溝掘工事を実施した場合の補助制度を新設しました。

表II 奨励補助金

区分	基本額		計
	国奨励金	市奨励金	
特定作物	円 55,000	円 5,000	円 60,000
一般作物等	40,000	4,000	44,000
管理転作	40,000	2,000	42,000

水田畑地化排水事業採択基準
地域 (1)土地台帳における地目が水田であること(すでに現況が畑地に転換してあるものを除く)

(2)一施行区が三アール以上、(3)五十二年まで水田であった、五十三年以降稲作を除く畑作物の作付けを行うこと。

工法 排水用溝掘工であること
(平均巾、〇・五五以上・深〇・五以上・十坪当り百坪基準)

事業費 一施工区の事業費十坪当り限度額四万円
工期 四月から六月三十日まで
補助率 三十割以内
申込期日 五月十五日

III 十日町市水田利用再編対策特別融資事業

この特別融資事業は、五十三年度以降、国の行う水田利用再編対策にもとずき、転作を実施する農業者に必要な資金の融通をして、経営の安定を図るために設けた制度です。

(1)貸付対象者……国の行う水田利用再編対策として、転作を実施する市内に在住する全農家として、市長の認定を受けたもの。

の。

(2)貸付資金の使途……種苗、肥料、農薬、農機具、雇用労賃等作物再生産確保に必要な経営資金とする。

(3)貸付条件
貸付限度 転作面積十坪につき十坪以内とし、最高限度額五十万円。
貸付利率 年五・八割
貸付期間 二年以内(据置なし)
返済方法 年一回元金均等償還とする。但し、繰上げ償還することもできる。

(4)取扱金融機関……貸付は、十日町市農業協同組合が行う。
(5)資金措置……市は、資金の一部を市農業協同組合に預託する。

(6)申込方法……借入れの申し込みは、市農業協同組合の定める申し込み書により申請するものとし、申し込み書には転作農家認定書を添付しなければならぬ。

(7)転作農家の認定及び認定書の交付……転作農家認定書の交付を受けた方は、転作計画書にもとずき、市長の認定書の交付を受けてください。

(8)申込受付……六月十五日(七月二十五日)
(9)貸付……八月十日からご希望の方、この制度に対するお問い合わせ等は、市農林課(☎七―三二―一 内線二六四)市農協各事業所におねがいします。

下表のような場合、転作の対象水田になるでしょうか

- A: 四十九年まで稲を作り、五十年以降三カ年休耕し、今年転作するのだが、過去に奨励補助金をもらっていない。●
- B: 四十八年に転作奨励金をもらっている。●
- C: 四十八年、稲を作ったが、五十二年新たに水稲が可能となったわけではないので新規開田ではない。したがって五十三年転作の対象である。●
- D: 五十二年に引きぬいて稲を作ったことになり、自力開田となる。●
- E: 四十七年から五十年まで休耕し、奨励補助金をもらった。五十二年から五十二年の水田総合利用対策の際も、そのまま休

区分	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	判定
A	イ	イ	イ	×	×	×	テ	◎
B	イ	テ	イ	×	×	×	テ	◎
C	イ	イ	×	×	×	イ	テ	◎
D	イ	イ	永	永	永	イ	テ	◎
E	×	×	×	×	×	×	テ	◎
F	×	×	×	×	テ	テ	テ	◎
G	イ	イ	×	×	×	×	テ	◎

注) ①…稲/②…転作/③…不作付=休耕/④…永年補助

- G: 四十八年まで水稲作付、四十九年から不作付となっていた水田(奨励補助金はもらわなかった)●
- F: 四十七年から五十年まで休耕し、奨励補助金をもらった。五十二年、五十二年に転作した。●



春の交通安全運動



事故発生件数減る——しかし

去る4月6日から15日まで、春の交通安全運動が、市民総ぐるみで行われました。

その結果、事故発生件数は2件と、昨年の5件を大きく下まわりました。

1月から3月までの事故発生件数が、昨年の3割増です。運動の成果といえるでしょう。

しかし、運動期間外の2日には、北原地内で、小学生のいたましい死亡事故が発生しています。

4月の後半から5月の前半にかけては、連休等で交通が混雑し、死亡等重大事故の発生のおそれがあります。お互いに「被害者にならない…加害者にならない」ことを心がけたいものです。

年度	件数	事故状況
52	5件(5人)	バイク追突 2件 2人重傷 歩行者と車 3件 3人軽傷
53	2件(2人)	中学生の自転車と四輪 重傷(骨折) 高校生の無免許バイクと四輪 重傷(骨折)

重度身障者の皆さんに 郵便はがきを進呈

身体障害者福祉強調運動にちなみ、郵政省では重度の身体障害者(一・二級)で、同手帳をお持ちの満六歳(四月一日現在)以上の方に、お一人につき二十枚郵便はがきを差し上げます。

ご希望の方は、同手帳を持参の上、郵便局にお申し出ください。なお、代理の方でも、郵便によるお申出でも結構です。(郵便による場合は、ご本人の手帳

番号、級別、住所又は居所、氏名及び生年月日をご記入の上、押印してお申出ください)

受付期間は、昭和五十三年五月三十一日までです。

申込用紙は、郵便局、社会福祉事務所等に備えてあります。くわしくは、もよりの郵便局におたずねください。

労働保険料の申告を早めに

労働保険の概算・確定保険料の申告と納付を早めに済ませましょう。

申告・納付期限 五月十五日
申告・納付先 労働基準局、労働基準監督署、日本銀行支店、代理店、蔵人代理店(各銀行)、郵便局

申告、納付上の注意
○申告書と納付書を切りはなさず、保険料を添えて、納付してください。

○保険料を五月十五日までに納付できない場合は、申告書のみを労働基準局、または監督署に提出してください。

市税の納付は口座振替で

市税の納付は、わざわざ金融機関や市役所に向かなくても納税者の預金口座から自動的に振替納入できます。この制度を利用されると、納期のつど現金を用意しなくてもよい、同一人の預金口座から家族の分も支払うことができる等、たいへん便利です。

◎申込み方法は

預金してある金融機関(銀行、農協等)の窓口へ預金の出し入れに使用している印鑑を持参のうえ申込んでください。(市役所税務課でも受付けます)

年金受給権を担保とする

小口資金貸付をご利用ください

年金福祉事業団では、昭和五十三年度の年金受給権を担保とする小口資金の貸付け申込みを受付けます。

これは、国民年金(福祉年金を除く)、厚生年金及び船員保険の年金受給者を対象に小口資金の貸付けを行うものです。借受希望者は、つぎの要項をご覧のうえ、早めに申込んでください。

貸付金の限度額 年金支払金の一・五倍相当額で十万元以上百万元以内。
利率 年六・五割
申込み受付期間及び貸付実行日

受託金融機関 市中金融機関(銀行・相互銀行・信用金庫)

区分	申込み受付期間		貸付実行日
	開始	終了	
厚生年金保険 及 船員保険	53.7.1	53.7.15	53.8.26
国民年金 老齢年金及び 通算老齢年金	53.10.2	53.10.16	53.11.29
国民年金 障害年金、母子・ 準母子年金、遺児 年金及び寡婦年金	53.11.1	53.11.15	53.12.25

三種混合予防接種を実施

該当者

一期の該当者（昭和四十九年十一月一日〜五十年九月三十日まで）に生まれ、二回接種を終わったもの。前二回の接種時に一度も受けていない者は、来年度一期として三回接種を受けるようにしてください。

■接種前の注意 ■前日入浴をさせ清潔な肌を着せましょう。

■接種日は体温測定を忘れずに。

混雑した会場であわてて計る事はやめましょう。■問診票は責任をもつて正確に記入してください。■有熱者、病後衰弱の者しい者、その他医師が不適と認められた者は受けられません。

地区名	月日	受付時間	実施会場
新座・大井田	5月8日(月)	午後1時半〜2時20分	勤労青少年ホーム
高田町四・五丁目	5月9日(火)	午後1時半〜2時	下条公民館
下条全区	5月9日(火)	午後1時40分〜2時半	川治公民館
川治(高田町四・五丁目を除く)六郎全区	5月10日(水)	午後1時半〜2時	吉田出張所
吉田全区	5月10日(水)	午後1時半〜2時	中条公民館
中条全区	5月11日(木)	午後1時半〜2時	勤労青少年ホーム
十日町全区	5月12日(金)	午後1時半〜2時10分	水沢出張所
水沢全区	5月12日(金)	午後1時半〜2時	水沢出張所

地区名	月日		受付時間	実施会場
	一回目	二回目		
中条小学校区	5月17日(木)	5月24日(木)	午後1時40分〜2時20分	二回目中条小学校公民館
飛一小学校区	5月18日(木)	5月26日(金)	午後2時〜2時40分	飛一小学校
飛二小学校区	5月18日(木)	5月26日(金)	午後2時半〜3時10分	飛二小学校
枯木又分校区	5月18日(木)	5月26日(金)	午後3時〜3時10分	枯木又分校
水沢小学校区	5月18日(木)	5月26日(金)	午後1時40分〜2時	水沢小学校
馬場小学校区	5月18日(木)	5月26日(金)	午後2時半〜2時40分	馬場小学校
珠田分校区	5月18日(木)	5月26日(金)	午後3時〜3時10分	珠田分校
吉田小学校区	5月18日(木)	5月26日(金)	午後2時〜2時20分	吉田小学校
名ヶ山小学校区	5月18日(木)	5月26日(金)	午後2時40分〜2時50分	名ヶ山小学校
真田小学校区	5月18日(木)	5月26日(金)	午後3時〜3時10分	真田小学校
鏡島小学校区	5月18日(木)	5月26日(金)	午後3時25分〜3時40分	鏡島小学校

日本脳炎予防接種日程

■接種前後の注意 ■体温測定を忘れずに。混雑した会場であわてて計る事はやめましょう。■母子手帳、印かんを忘れずに。問診票は責任をもつて確実に記入しましょう。■接種当日はもちろん、場合によっては翌日も入浴をひかえ、昼寝をさせてください。

■接種当日はもちろん、場合によっては翌日も入浴をひかえ、昼寝をさせてください。

追加 前年初回を完了した者

料金 1回 330円

■接種前後の注意 ■体温測定を忘れずに。混雑した会場であわてて計る事はやめましょう。■母子手帳、印かんを忘れずに。問診票は責任をもつて確実に記入しましょう。■接種当日はもちろん、場合によっては翌日も入浴をひかえ、昼寝をさせてください。

停電のお知らせ

▼五月四日(木) 午前九時〜午後一時まで 小泉の一部、樽沢
▼五月十一日(木) 午前八時〜正午まで 池谷、入山 ▼五月二十二日(月) 午前八時半〜午後一時まで 船坂、池沢、源田、水沢野中、日間、鍛柄沢、塩之又辰ヶ平 ▼五月二十九日(月) 午前九時〜正午まで 美雪町三丁目的一部、妻有町東・西一・二三丁目、内後の一部、河内町の一部、寿町一・二・三丁目の各

5月分保健事業のお知らせ

事業名	期日	受付時間	会場名	対象者	対象年齢	参加区域	備考
育児相談	5月11日(木)	午前9時半〜11時	水沢出張所	生後12ヶ月までの者	12ヶ月	水沢地区	身体測定
育児相談	5月15日(月)	午後1時半〜	中条公民館	生後12ヶ月までの者	12ヶ月	中条地区	身体測定
育児相談	5月18日(木)	午後4時〜	下条公民館	生後12ヶ月までの者	12ヶ月	下条地区	身体測定
育児相談	5月18日(木)	午後1時半〜	吉田出張所	生後12ヶ月までの者	12ヶ月	吉田地区	身体測定
育児相談	5月16日(水)	午後1時半〜	十日町公民館	生後12ヶ月までの者	12ヶ月	十日町地区	身体測定
育児相談	5月10日(木)	午後1時半〜	十日町公民館	生後12ヶ月までの者	12ヶ月	十日町地区	身体測定
育児相談	5月12日(金)	午後1時〜	十日町公民館	生後12ヶ月までの者	12ヶ月	十日町地区	身体測定
3才児診	5月17日(木)	午後2時半〜	青少年ホーム	生れ49年の者	49年	全域	個人通知がなくても該当の方はおいでください。
1才6ヶ月児診	5月12日(金)	午後1時〜	十日町公民館	生れ51年の者	51年	全域	個人通知がなくても該当の方はおいでください。
4才児診	5月10日(木)	午後1時半〜	十日町公民館	生れ53年の者	53年	全域	個人通知がなくても該当の方はおいでください。
育児相談	5月16日(水)	午後1時半〜	十日町公民館	生れ52年の者	52年	十日町地区	身体測定
育児相談	5月18日(木)	午後1時半〜	十日町公民館	生れ52年の者	52年	十日町地区	身体測定

5月の休日救急医

3日 山口医院(袋町中) 2の2174番
5日 大島医院(川原町) 2の2957番
7日 山口医院(下条中央通) 5の2003番
14日 十日町病院(高田町三南) 7の5566番
21日 至誠堂医院(西浦東) 2の3276番
28日 池田医院(本町西一) 2の2581番